

LPガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組宣言

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の改正省令が交付（2024 年 4 月 2 日）されたことに伴い、当社はこの法令を遵守し、適正な商取引に努めることを宣言いたします。

1. 過大な営業行為の制限

当社は、正常な商慣習を超えた利益供与及びLPガス事業者の切替えを制限するような契約締結等を行いません。

2. 三部料金制の徹底

当社は、基本料金・従量料金・設備料金からなる三部料金制を実施し、料金表示の透明化を図って参ります。

3. LPガス料金等の情報提供

当社は、お客さまはもとより不動産管理会社等に対し、積極的にLPガス料金等の情報提供を実施いたします。

これらの取り組みについて誠実に実行して参ります。

2025 年 7 月 1 日
株式会社 小笠原工業所